

## 市第14号議案

## 区民文化センターの指定管理者の指定

次のように区民文化センターの指定管理者を指定する。

令和 5 年 5 月 24 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市港北区民文化センター	中区太田町 2 丁目 23 番地	港北結マネジメント 代表者 株式会社神奈川新聞社 代表取締役社長 須藤 浩之	横浜市港北区民文化センターの供用開始の日から令和11年 3 月 31 日まで

## 提 案 理 由

横浜市港北区民文化センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

**参 考**

**港北結マネジメントの構成員**

- 1 中区太田町 2 丁目 23 番地

株式会社神奈川新聞社

代表取締役社長 須藤 浩之

- 2 西区北幸二丁目 9 番 14 号

相鉄企業株式会社

代表取締役社長 齊藤 淳

**地方自治法（抜粋）**

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）